

世田谷区 区民成年後見人養成課程

区民成年後見人養成研修

12日間・50時間  
(演習・実習を含む)

21年度

3月

受講生募集  
説明会  
受講申込受付

22年度

4月

書類選考・面接・受講生決定

9月

開講 講義

実習

10月

閉講 修了・登録

後見支援員活動継続

23年度

4月

成年後見人就任

# 区民成年後見人養成研修 日程予定表

講義及び演習 全50時間

延べ研修日数 12日間

月	日	回	科目	内容	講師名	時間 (含む 休憩)
4月	24日	1	成年後見人の役割	成年後見制度の理念と成年後見人としての役割及び業務を事例から学ぶ	弁護士	2.5時間
		2	成年後見人としての身上監護	成年後見人の身上監護、特に区民成年後見人に求められる役割と業務を学ぶ	社会福祉士	2.5時間
5月	15日	3	区民後見人のための法律知識(家族法)	成年後見人の業務上、必要な相続や扶養に関する法律知識を学ぶ	弁護士	2.5時間
		4	知的障害者の理解	知的障害者の理解及び、生活を支えるための各種サービス資源の活用や、ネットワークについて学ぶ	福祉関係者	2.5時間
	29日	5	区民後見人のための法律知識(財産法)	成年後見人の業務上、必要な消費者被害への対応などに関する法律知識を学ぶ	弁護士	2.5時間
		6	精神障害者の理解	精神障害者の理解及び、生活を支えるための各種サービスの活用や、ネットワークについて学ぶ	精神保健福祉士	2.5時間
6月	12日	7	認知症高齢者の理解	認知症高齢者の理解とコミュニケーションを図るために、症状から背景を見極め、適切な対応を学ぶ	行政	2.5時間
		8	世田谷区の福祉制度①	世田谷区の福祉制度と福祉サービスを学ぶ(知的障害、精神障害について)	地域包括支援センター・行政	2.5時間
	26日	9	世田谷区の福祉制度②	身上監護を行うために、必要な高齢者福祉制度・介護保険制度の仕組みと内容を学ぶ	行政	2.5時間
		10	成年後見人のための介護保険活用法	身上監護をおこなうために必要な介護保険活用法(ケアプラン作成等)	地域包括支援センター・行政	2.5時間
7月	10日	11	後見業務① 申立手続きと財産目録の作成	申立の事務及び流れを理解し、財産目録作成の実務や関係機関との調整方法などを学ぶ	弁護士	2.5時間
		12	後見業務② 報告書の作成	財産管理の方法と事務、家庭裁判所への報告書作成の実務を学ぶ	弁護士	2.5時間
	24日	13	<演習> 受任後の後見事務	グループワークにより、研修用事例を通じて、受任後の後見事務、後見計画を検討する。	弁護士	2.5時間
		14	医学一般	高齢者に多い医療の治療法や状態を学ぶ	調整中	2.5時間
8月	7日	15	<演習>コミュニケーション技術	模擬面接等を行い、対人コミュニケーションのスキルアップを図る	調整中	2.5時間
		16	活動のオリエンテーション	区民成年後見支援員及び区民成年後見人の活動の流れ	区職員、所長、社協職員	2.5時間
調整中 8月 日程調整	調整中	17~18	<実習>	後見業務に同行	事例検討委員会委員・社協	2件
9月	調整中	19	<演習> 家庭裁判所の見学	家庭裁判所後見センターの見学と専門職後見人との模擬事例検討会	弁護士、司法書士、弁護士	2.5時間
10月	9日	20	修了式、懇談会			

隔週土曜日 午前10:00~12:30、午後1:30~4:00

※日程等は、余儀なく変更することがあります。

1 事業目的

成年後見制度利用支援事業は、成年後見制度の利用を促進するための体制整備及び事業の実施を支援することにより、判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害者等が自らの財産管理や日常生活を営むことが困難となった場合に、地域で安心して生活を継続できるよう、成年後見制度の積極的な活用を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、区とする。

ただし、区は、事業の運営を、適切な団体等に委託又は助成して、実施することができるものとする。

3 事業内容

区は、成年後見制度利用支援事業の内容として、次に掲げる事項を行うものとする。

(1) 成年後見制度推進機関の設置及び運営

下記のアからコまでの事業等を実施するため、成年後見制度推進機関（以下「推進機関」という。）を設置・運営する。

ア 成年後見制度利用支援に関する相談

イ 成年後見制度に関する専門法律相談

ウ 成年後見制度の利用手続支援

エ 成年後見人の候補者に関する情報提供

オ 成年後見制度に関わる人材の育成

カ 成年後見人等の支援

キ 地域ネットワークの活用

ク 運営委員会等の設置

ケ 成年後見制度に関する普及・啓発活動

コ その他

(2) 法人による成年後見

(3) その他独自の取組

4 関係機関等との連絡・調整

区及び事業の運営について委託又は助成を受けた団体は、本事業の実施に当たっては、必要に応じ、次に掲げる機関、団体、専門職等と連携・調整を行い、円滑な事業の運営を図る。

(1) 地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、区社会福祉協議会、特定非営利活動法人、消費生活センター、医療機関、福祉サービス提供事業者、居宅介護支援事業者等地域の関係機関及びその他関係団体

(2) 弁護士、司法書士、社会福祉士及びその他専門職団体

(3) 保健所及び福祉事務所等都区市町村の関係部署

(4) 民生委員、児童委員

5 その他

この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、地域福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

世田谷区成年後見人制度の利用促進に関する要綱

平成19年5月1日  
19世地福支第21号

(目的)

第1条 この要綱は、成年後見人を必要とする世田谷区民が自分らしく安心して暮らすことができるようその財産や権利を守るため、成年後見人制度の利用を促進するために設置する「世田谷区区民成年後見人制度」(以下「区民後見人制度」という。)について、必要な事項を定めることを目的とする。

(制度の内容)

第2条 区民後見人制度は、区が養成した者の中から当該区民の成年後見人としてふさわしい者を、成年後見人を必要とする区民の成年後見人の候補者として家庭裁判所に推薦し、当該選任された成年後見人を支援することを内容とする。

(区民成年後見支援員)

第3条 区長は、世田谷区成年後見人養成研修(世田谷区後見人等養成事業実施要綱(17世在サ管第143—1号)に基づき実施する研修をいう。)の修了者を、世田谷区成年後見支援センター(以下「支援センター」という。)に「区民成年後見支援員」として登録させるものとする。

(後見開始の審判申立)

第4条 区長は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第32条、知的障害者福祉法(昭和25年法律第37号)第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123条)第51条の11の2の規定に基づく後見開始の審判の申立て(以下「申立て」という。)を行うに当たっては、区民後見人制度の活用を検討するものとする。

2 区長は、申立てを必要とする案件の中から、区民後見人制度を活用することが相当と思われるものについて、区民後見支援員の中から、成年後見人候補者として家庭裁判所に推薦する。ただし、推薦に当たっては、専門職等(弁護士、司法書士、社会福祉士、法人等)との複数後見人となること又は社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会が後見監督人となることを条件とする。

(区民成年後見人)

第5条 前条の規定により区長が推薦した者で家庭裁判所の審判を受けて成年後見人に就任した者は、世田谷区区民成年後見人(以下「区民後見人」という。)と称する。

(支援)

第6条 区長は、支援センターに区民後見人の支援を行わせる。

2 支援センターが支援する区民後見人の活動地域は、世田谷区内のほか、都内及び近隣の区市町村とする。

(遵守事項)

第7条 区民後見人は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 区民後見人は、成年後見人としての役割等を自覚し、成年後見支援センター等が実施する研修を受講する等、知識の向上に努めること。

(2) 区民後見人として活動するに当たっては、損害賠償保険に加入すること。

(3) 区長の推薦を受けて選任された成年被後見人以外の成年後見人及び任意後見人に就任しないこと。ただし、成年被後見人が親族の場合及び区長が特に認めた場合は、この限りでない。

(登録の取消し)

第8条 区長は、次に掲げる者について、区民後見支援員の登録を取り消すことができる。

(1) 故意又は過失により、支援センター又は成年被後見人に損害を与えた者

(2) 成年後見人として業務を怠った者

(3) 区民後見支援員として業務を怠った者

(4) 前3号に掲げるもののほか、法令又は本要綱等に違反した者

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱に関し必要な事項は、世田谷区と支援センターが協議して別に定める。

附 則

本要綱は、平成19年5月1日から施行する。

# 大阪市の取り組み

(市民後見活動の推進の事例②)

市民後見活動を首長申立に限定しないケース

## 大阪市成年後見支援センター(市社協に委託)

### 事業概要

#### (相談、利用支援等の業務)

- ・ 相談・申立支援  
成年後見制度に関する専門相談、  
手続き方法の説明やアドバイス等。
- ・ 広報・啓発  
成年後見制度に関する講演会等の  
イベントの開催など
- ・ 関係団体との連携  
成年後見制度に関わるさまざまな機  
関や団体等と連携し、円滑な業務遂行  
につとめる。

#### (市民後見に関する人材育成等の業務)

- ・ 市民後見に関する人材の育成  
個人で成年後見人を受任できる市民後見人を育成  
(参考)基礎講習 20H、実務講習45H+実習
- ・ 市民後見人の人材バンクの設置・運営  
養成講座の修了者を登録し、市民後見人候補者とし  
て確保
- ・ 家庭裁判所からの後見人等の推薦依頼への対応
- ・ 市民後見人が選任された場合に、後見活動に関する  
相談などの支援を行う。  
※ 市社協は後見監督人に選任されていない(家庭  
裁判所との調整を重ねて、センターのバックアップ体制が  
充実している状況であれば特に選任する必要はない  
との見解を得ている。)  
※後見活動は市長申立案件に限定せず。

## 大阪市成年後見支援センター事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市成年後見支援センター事業（以下、「事業」という。）の実施について必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 この事業は、誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせる地域づくりをめざすため、認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な人が成年後見制度を的確に利用できるしくみづくりを進めるとともに、地域福祉の観点から、市民が後見業務の新たな担い手として適切に活動できるよう支援し、成年後見制度の一層の利用促進を図ることを目的とする。

### (実施方法)

第3条 この事業は、大阪市を実施主体として、地域福祉及び権利擁護等に関する専門知識や実績を有する適切な団体に委託し、実施するものとする。

### (事業内容)

第4条 この事業の内容は、次のとおりとする。

#### (1) 成年後見制度に関する専門相談・申立支援

成年後見制度に関する専門相談を実施するとともに、制度の利用が必要な場合については適切に利用できるよう、手続きの説明や助言等の申立支援を行う。

#### (2) 成年後見制度に関する広報・啓発

各種メディアを活用した情報発信、講演会等のイベントの開催など、市民等を対象として、成年後見制度に関する幅広い広報・啓発を行う。

#### (3) 後見人等養成事業

第三者後見人の担い手の裾野を広げ、地域福祉の観点から身近な「市民」という立場で後見活動を行えるよう、一般市民を後見人等（以下、一般市民による第三者後見人を「市民後見人」という。）として養成する講座を実施する。

#### (4) 市民後見人バンクの設置・運営

前号の養成講座の修了者を登録し、市民後見人候補者として確保するとともに、活動の質の向上を図るため、研修会や交流会等、登録者へのフォローアップを継続的に実施する。

(5) 受任調整

家庭裁判所からの依頼に基づき、前号のバンクの登録者を対象として受任調整を行う。

(6) 市民後見人の後見活動への支援

第5号の受任調整の結果、第4号のバンクの登録者が市民後見人として後見活動を始めるときや活動中に、相談支援や事例検討、現任研修等を行うとともに、定期的に報告を求め、活動内容のチェックや助言などの支援を行う。

(7) 成年後見制度に関わる機関・団体等との連携

成年後見制度や権利擁護、地域福祉に関する他の事業との連携に努め、必要に応じ関係機関、団体等との調整を行う。

(事業の実施体制)

第5条 この事業を受託した団体は、事業の実施に当たり、責任者を定めるとともに、常設の事務局を設置し、事務局を担う常勤スタッフを配置することとする。

2 この事業を受託した団体は、専門相談や市民後見人に対する専門的な支援等が的確に行えるよう、継続的に事業に関わる弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職を確保することとする。

3 この事業を受託した団体は、事業を適切かつ効果的に実施するため、運営委員会を設置し、運営や事業に関する審議を行うこととする。

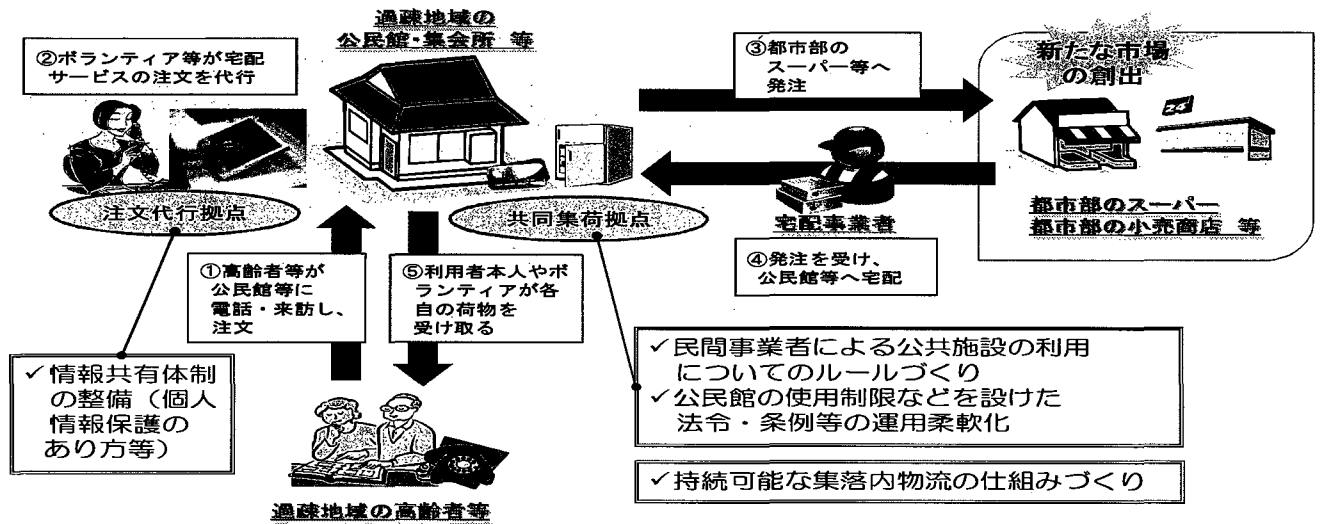
(その他)

第6条 この要綱及び委託契約書に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、別途定める。

附 則 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

■ 以下は経済産業省における取組事例である。

(過疎地域における買い物等支援サービス)



【出典】 経済産業省産業構造審議会産業競争力部会資料 (抜粋)

(参考) 経済産業省「買い物弱者支援マニュアル」

(<http://www.meti.go.jp/press/20101210002/20101210002-2.pdf>)





## 日常生活圏域ニーズ調査の調査票及び調査項目の考え方

### <調査目的>

このニーズ調査は、主に生活機能の面から地域に在住する高齢者の生活状況を把握し、高齢者の生活状態に合った介護(予防)サービスや権利擁護などの各種福祉サービスを提供するために行うものです。

具体的には、調査結果を日常生活圏域ごとにまとめることによって、地域の高齢者の生活状態からみた課題、各サービスニーズを把握し、これを計画に反映していきます。

計画の実行段階では、個別に対応・アプローチするための基礎資料として、本調査の結果(回答内容及び生活機能ごとの評価結果)を有効に活用することができます。

以下は、少しでも多くの高齢者に回答していただくため、質問の趣旨などを簡潔に説明したものです。

### <共通的事項>

- ①宛名ラベルは、個人を正確に特定するため、必ず連番を記載してください。
- ②本人が回答・記入していただくのが原則ですが、高齢で本人の記入が難しかったり、本人の判断が困難な場合は、ご家族などが本人に代わって回答していただいて結構です。
- ③対象者には、あまり深く考え過ぎず、主観に基づき回答してもらって下さい。それが適当な回答であるかどうかの判断は、評価する側が行って下さい。
- ④期間を定めていない質問項目については、現在の状況について回答してもらって下さい。
- ⑤習慣を問う質問項目については、頻度も含め、本人の判断(それができない場合は記入者の判断)に基づき回答してもらって下さい。
- ⑥各質問項目の趣旨及び回答方法は次ページ以下のとおりです。各地域の実情に応じて適宜解釈していただいて結構ですが、基本チェックリストの各項目など、質問によっては評価結果に影響しますので、評価の基礎になっている各質問項目の表現は変えないで下さい。
- ⑦追加設問を設けることも可能ですが、個人が特定できる調査のため、個人の考えをたずねるような設問はさける必要があります。

問1 あなたのご家族や生活状況について

番号	質問項目	質問の趣旨及び回答方法
Q1	家族構成をお教えてください	一人暮らしか家族と同居かなど、対象者の家族構成を問う質問です。家族関係も複雑化していますが、この調査では二世帯住宅の場合も実態としては同居に近いということで選択肢を設けています。
Q1-1	(家族などと同居されている方のみ)ご自分を含めて何人で暮らしていますか。また、同居されている方はどなたですか	家族の人数をきくとともに、誰と暮らしているかなどを問う質問です。家族構成で「一人暮らし」と回答していても人数を「2人」と回答する場合がありますので「 <u>ご自分を含めて</u> 」を強調しています。
Q1-2	(家族などと同居されている方のみ)日中、一人になることがありますか	生活支援サービスの対象になりにくい日中独居の高齢者を把握するための質問です。
Q2	あなたは、普段の生活でどなたかの介護・介助が必要ですか	介護の必要性とともに実際に要介護状態にあるかどうかを問う質問です。介護認定を受けていなくても本人は介護が必要と考えているケース、また認定を受けていても介護が必要でないとするケースも明らかになります。
Q2-1	(介護・介助が必要な方のみ)介護・介助が必要になった主な原因はなんですか	介護が必要になった原因を問う質問です。要介護(支援)認定者のこの質問に対する回答によって地域ごとの要介護原因別の認定者数が推計できます。
Q2-2	(介護・介助を受けている方のみ)主にどなたの介護・介助を受けていますか	要介護者の介護者が誰かを問う質問です。
Q2-3	(介護・介助を受けている方のみ)主に介護・介助している方の年齢は、次のどれですか	介護者の年齢を問うことにより、いわゆる老・老介護状態にあるかがわかる質問です。
Q3	年金の種類は次のどれですか	対象者の経済状態と関連する年金の種類を問う質問です。
Q4	現在、収入のある仕事をしていますか	経済状態、社会活動と関連する有償の仕事の有無を問う質問です。
Q5	現在の暮らしの状況を経済的にみてどう感じていますか	経済状態と関連する経済的な生活感を問う質問です。
Q6	お住まいは一戸建て、または集合住宅のどちらですか	住宅の形態を問う質問です。
Q7	お住まいは、次のどれにあたりますか	住宅の所有形態を問う質問です。高齢者向け賃貸住宅のニーズを把握するための参考になります。
Q8	お住まい(主に生活する部屋)は2階以上にありますか	居室が2階以上にあるかを問うことにより、転倒リスクの有無や外出機会の多寡の参考になります。
Q8-1	(2階以上の方)お住まいにエレベーターは設置されていますか	居室が2階以上にある場合にエレベーターがあるかを問うことにより、転倒リスクの有無や外出機会の多寡の参考になります。

## 問2 運動・閉じこもりについて

番号	質問項目	質問の趣旨及び回答方法
Q1 ㊦	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	階段を手すりや壁をつたわずに昇っているかどうかを問う質問です。時々、手すり等を使用している程度であれば「はい」とします。手すり等を使わずに階段を昇る能力があっても、習慣的に手すり等を使っている場合には「いいえ」となります。
Q2 ㊦	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっているかどうかを問う質問です。時々つかまっている程度であれば「はい」とします。
Q3 ㊦	15分位続けて歩いていますか	15分位続けて歩いているかどうかを問う質問です。屋内、屋外等の場所は問いません。
Q4	5m以上歩けますか	5m以上歩けるかによって、居室の外に移動できるかを問う質問です。閉じこもりに関連して、身体的要因による閉じこもりか、それ以外の要因によるかの判断材料になります。
Q5 ㊦	週に1回以上は外出していますか	閉じこもり状態にあるかを外出頻度によって判断します。頻度が異なる場合は、過去1カ月の状態を平均して下さい。
Q6 ㊦	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	昨年の外出回数と比べて、今年の実回数が減少傾向にある場合は「はい」となります。
Q7	外出を控えていますか	閉じこもりリスクとして、外出を意識して控えているかを問う質問です。
Q7-1	(外出を控えている方のみ) 外出を控えている理由は、次のどれですか	外出を控えている理由を問う質問です。この質問により対象者がどういう要因で閉じこもりになっているかが具体的に明らかになります。
Q8	買物、散歩で外出する頻度はどのくらいですか	外出機会が比較的多い買物、散歩での外出頻度を問う質問です。
Q9	外出する際の移動手段は何ですか	外出の際の移動手段を問う質問です。

㊦…基本チェックリストの設問(以下同じ)

## 問3 転倒予防について

番号	質問項目	質問の趣旨及び回答方法
Q1 ㊦㊧	この1年間に転んだことがありますか	この1年間に「転倒」の事実があるかどうかを問う質問です。
Q2 ㊦	転倒に対する不安は大きいのですか	現在、転倒に対する不安が大きいかどうかを、本人の主観に基づき回答して下さい。
Q3 ㊦	背中が丸くなってきましたか	高齢になって背中が丸くなってきたかを問う質問です。本人の主観や周囲からの指摘の有無などでお答えください。
Q4 ㊦	以前に比べて歩く速度が遅くなってきたと思いますか	以前との比較で、歩く速度が遅くなってきたかを問う質問です。本人の主観に基づき回答して下さい。
Q5 ㊦	杖を使っていますか	杖の使用の有無について、事実として使っているかを回答して下さい。

㊦…転倒リスク評価の設問(以下同じ)

#### 問4 口腔・栄養について

番号	質問項目	質問の趣旨及び回答方法
Q1 ㊦	6カ月間で2～3kg 以上の体重減少がありましたか	6カ月間で2～3Kg以上の体重減少があったかどうかを問う質問です。6カ月以上かかって減少している場合は「いいえ」となります。
Q2 ㊦	身長、体重	身長、体重は、整数で記載して下さい。体重は1カ月以内の値を、身長は過去の測定値を記載して差し支えありません。
Q3 ㊦	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	半年前に比べて固いものが食べにくくなったかどうかを問う質問です。半年以上前から固いものが食べにくく、その状態に変化が生じていない場合は「いいえ」となります。
Q4 ㊦	お茶や汁物等でむせることがありますか	お茶や汁物等を飲む時に、むせることがあるかどうかを、本人の主観に基づき回答して下さい。
Q5 ㊦	口の渇きが気になりますか	口の中の渇きが気になるかどうかを、本人の主観に基づき回答して下さい。
Q6	歯磨き(人にやってもらう場合も含む)を毎日していますか	口腔機能に関連して、歯磨きを毎日しているかを問う質問です。
Q7	定期的に歯科受診(健診を含む)をしていますか	口腔機能に関連して、定期的に歯科を受診しているかを問う質問です。
Q8	入れ歯を使用していますか	口腔機能に関連して、入れ歯使用の有無を問う質問です。部分入れ歯の場合も「入れ歯」に含めてください。
Q8-1	(入れ歯のある方のみ) 噛み合わせは良いですか	入れ歯がある場合、そのかみ合わせが良いかどうかを問う質問です。
Q8-2	(入れ歯のある方のみ) 毎日入れ歯の手入れをしていますか	入れ歯がある場合、毎日手入れをしているかを問う質問です。

#### 問5 物忘れについて

番号	質問項目	質問の趣旨及び回答方法
Q1 ㊦	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると言われますか	本人は物忘れがあると思っても、周りの人から指摘されることがない場合は「いいえ」となります。
Q2 ㊦	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	何らかの方法で、自ら電話番号を調べて、電話をかけているかどうかを問う質問です。誰かに電話番号を尋ねて電話をかける場合や、誰かにダイヤルをしてもらい会話だけする場合には「いいえ」となります。
Q3 ㊦	今日が何月何日かわからない時がありますか	今日が何月何日かわからない時があるかどうかを、本人の主観に基づき回答して下さい。月と日の一方しか分からない場合には「はい」となります。
Q4 ㊦	5分前のことが思い出せますか	短期記憶に関する質問です。本人の主観に基づき回答して下さい。
Q5 ㊦	その日の活動(食事をする、衣服を選ぶなど)を自分で判断できますか	日常の意思決定を行うための認知能力を問う質問です。「いくら困難であるが、できる」は、新しい事態に直面したときのみならず、いくら困難な場合です。
Q6 ㊦	人に自分の考えをうまく伝えられますか	意思の伝達能力を問う質問です。「いくら困難であるが、できる」は、通常は伝えることができるが、言葉を思い出したり考えをまとめるのが困難な場合です。

㊦…認知機能障害程度評価に準じた設問(以下同じ)

問6 日常生活について

番号	質問項目	質問の趣旨及び回答方法
Q1 ㊦㊧	バスや電車で一人で外出していますか	家族等の付き添いなしで、1人でバスや電車を利用して外出しているか、またできるかどうかを問う質問です。バスや電車のないところではそれに準じた公共交通機関に置き換えて回答して下さい。なお1人で自家用車を運転して外出している(できる)場合も含まれます。
Q2 ㊦㊧	日用品の買物をしていますか	自ら外出し、何らかの日用品の買い物を適切に行っているかどうか、またできるかどうか(例えば、必要な物品を間違いなく購入しているか、できるか)を問う質問です。電話での注文のみの場合は含まれません。
Q3 ㊧	自分で食事の用意をしていますか	普段自分で調理もしくは配膳などの食事の用意をしているか、またできるかを問う質問です。
Q4 ㊧	請求書の支払いをしていますか	普段自分で請求書の支払をしているか、またできるかを問う質問です。
Q5 ㊦㊧	預貯金の出し入れをしていますか	自ら預貯金の出し入れをしているかどうか、またできるかどうかを問う質問です。銀行等での窓口手続きも含め、本人の判断により金銭管理を行なっているか、またできるかどうかです。家族等に依頼して、預貯金の出し入れをしている場合は含めません。
Q6 ㊧	食事は自分で食べられますか	食事動作が自分でできるかどうかを問う質問です。道具を使うことを含め、標準的な時間内に食べ終わられれば「できる」とします。
Q7 ㊧	寝床に入るとき、何らかの介助を受けますか	ベッドや寝床に移動できるかを問う質問です。車椅子での移動も含んで一人でできるかについて回答してください。
Q8 ㊧	座っていることができますか	座位の保持が可能かを問う質問です。
Q9 ㊧	自分で洗面や歯磨きができますか	整容(洗面、整髪、歯磨き、髭剃り等)が一人で可能かを問う質問です。
Q10 ㊧	自分でトイレができますか	トイレ動作に関して、一人で可能かを問う質問です。
Q11 ㊧	自分で入浴ができますか	自分で入浴ができるかについての質問です。
Q12 ㊧	50m以上歩けますか	歩行能力について、補装具(車椅子、歩行器を除く)の利用を含めて一人で可能かを問う質問です。
Q13 ㊧	階段を昇り降りできますか	階段の昇り降りに関して、一人で可能かを問う質問です。手すりを使用してもかまいません。
Q14 ㊧	自分で着替えができますか	着替えについて、一人で可能かを問う質問です。
Q15 ㊧	大便の失敗がありますか	大便の失敗(失禁)があるかどうかを問う質問です。
Q16 ㊧	尿もれや尿失禁がありますか	小便の失敗(失禁)があるかどうかを問う質問です。
Q17	家事全般ができていますか	日常の家事全般ができていないかを問う質問です。

㊦…老研式活動能力指標に準じた設問(以下同じ)

㊧…パーセルインデックスに準じた設問(以下同じ)

問7 社会参加について

番号	質問項目	質問の趣旨及び回答方法
Q1 ㊦	年金などの書類(役所や病院などに出す書類)が書けますか	年金などの書類を書けるかを問う質問です。最近では年金に関して提出する書類は少なくなっているため、同様の書類として役所や病院などに出す書類を例示しています。
Q2 ㊦	新聞を読んでいますか	新聞を読んでいるかを問う質問です。
Q3 ㊦	本や雑誌を読んでいますか	本や雑誌を読んでいるかを問う設問です。
Q4 ㊦	健康についての記事や番組に関心がありますか	健康についての記事や番組に関心があるか、本人の主観に基づいて回答して下さい。
Q5 ㊦㊧	友人の家を訪ねていますか	友人の家を訪ねているかどうかを問う質問です。電話による交流は含みません。また、家族や親戚の家への訪問は含みません。
Q6 ㊦㊧	家族や友人の相談にのっていますか	家族や友人の相談にのっているかどうかを問う質問です。面談せずに電話のみで相談に応じている場合も「はい」とします。
Q7	何かあったときに、家族や友人・知人などに相談をしていますか	何かあったときに本人が家族や友人に相談をしているかどうかを問う質問です。面談せずに電話のみで相談をしている場合も「はい」とします。
Q7-1	(相談している方のみ) 相談相手を教えてください	何かあったときの相談相手が誰かを問う質問です。
Q8 ㊦	病人を見舞うことができますか	病人を見舞うことができるかを問う質問です。できるかどうかはこれまでの経験などから、本人の主観に基づいて回答して下さい。
Q9 ㊦	若い人に自分から話しかけることがありますか	若い人に自分から話しかけることがあるかを問う質問です。
Q10	趣味はありますか	趣味があるかを問う設問です。「趣味」かどうかは本人の主観に基づいて回答して下さい。
Q11	生きがいがありますか	生きがいがあるかを問う設問です。「生きがい」かどうかは本人の主観に基づいて回答して下さい。
Q12	地域活動等に参加していますか	具体的にどういった地域活動に参加しているかを問う質問です。

問8 健康について

番号	質問項目	質問の趣旨及び回答方法
Q1	普段、ご自分で健康だと思えますか	主観的な健康感を問う質問です。実際には病気で通院していても、本人がとても健康だと思えば「とても健康」と回答してください。
Q2	現在治療中、または後遺症のある病気はありますか	治療中または後遺症のある病気を問う設問です。
Q3 ⑤	現在、医師の処方した薬を何種類飲んでありますか	医師の処方した薬を何種類飲んでいるかを問う設問です。転倒リスクや低栄養に関連する多剤服用の有無を確認するための質問です。
Q4	現在、病院・医院(診療所、クリニック)に通院していますか	現在の通院状況を問う質問です。
Q4-1	(通院している方のみ) その頻度は次のどれですか	通院の頻度を問う質問です。
Q4-2	(通院している方のみ) 通院に介助が必要ですか	通院の際に介助が必要かを問う質問です。
Q5	以下の在宅サービスを利用していますか	現在利用している在宅サービスを問う質問です。
Q6	お酒は飲みますか	飲酒習慣について、どの程度の頻度で飲酒するかを問う質問です。「ほぼ毎日」かは、おおむね週5日以上かどうかを目安に回答してください。
Q7	タバコは吸っていますか	タバコについて、どの程度の頻度で吸うかを問う質問です。「ほぼ毎日」かは、おおむね週5日以上かどうかを目安に回答してください。
Q8 ⑤	(ここ2週間)毎日の生活に充実感がない	ここ2週間の状況を、本人の主観に基づいて回答して下さい。
Q9 ⑤	(ここ2週間)これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	
Q10 ⑤	(ここ2週間)以前は楽にできていたことが、今ではおっくうに感じられる	
Q11 ⑤	(ここ2週間)自分が役に立つ人間だと思えない	
Q12 ⑤	(ここ2週間)わけもなく疲れたような感じがする	



(宛名ラベル)

★日常生活圏域ニーズ調査★

【調査票】

調査票記入後は、3つ折りにし同封の返信用封筒に入れて、〇月〇〇日(△)までに投函してください。

記入日	平成 年 月 日
調査票を記入されたのはどなたですか。○をつけてください。	
1. あて名のご本人が記入	
2. ご家族が記入 (あて名のご本人からみた続柄 _____)	
3. その他	

※以下はあて名のご本人の情報を記入してください。

電話番号	—
年齢・性別	( ) 歳 男・女
生年月日	大正・昭和 年 月 日

〇〇市介護保険課

〇〇係



質問の該当する答えの番号に○をつけ、数字記入欄は数字を記入してください。

## 問1 あなたのご家族や生活状況について

Q1. 家族構成をお教えてください

1. 一人暮らし    2. 家族などと同居（二世帯住宅を含む）    3. その他（施設入居など）  
 ⇒ Q2へ                      ⇒ Q1-1、2へ                      ⇒ Q2へ

（家族などと同居されている方のみ）

Q1-1. ご自分を含めて何人で暮らしていますか。また、同居されている方はどなたですか（いくつでも）

人

1. 配偶者(夫・妻)    2. 息子    3. 娘    4. 子の配偶者    5. 孫    6. 兄弟・姉妹    7. その他

Q1-2. (家族などと同居されている方のみ) 日中、一人になることがありますか

1. よくある    2. たまにある    3. ない

Q2. あなたは、普段の生活でどなたかの介護・介助が必要ですか

1. 介護・介助は必要ない ⇒ Q3へ  
 2. 何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない ⇒ Q2-1へ  
 3. 現在、何らかの介護を受けている（介護認定を受けずに家族などの介護を受けている場合も含む）  
 ⇒ Q2-1～3へ

Q2-1. (介護・介助が必要な方のみ) 介護・介助が必要になった主な原因はなんですか（いくつでも）

1. 脳卒中（脳出血・脳梗塞等）    2. 心臓病    3. がん（悪性新生物）  
 4. 呼吸器の病気(肺気腫・肺炎等)    5. 関節の病気(リウマチ等)    6. 認知症(アルツハイマー病等)  
 7. パーキンソン病    8. 糖尿病    9. 視覚・聴覚障害    10. 骨折・転倒    11. 脊椎損傷  
 12. 高齢による衰弱    13. その他（                      ）    14. 不明

Q2-2. (介護・介助を受けている方のみ) 主にどなたの介護・介助を受けていますか

1. 配偶者(夫・妻)    2. 息子    3. 娘    4. 子の配偶者    5. 孫    6. 兄弟・姉妹  
 7. 介護サービスのヘルパー    8. その他（                      ）

Q2-3. (介護・介助を受けている方のみ) 主に介護・介助している方の年齢は、次のどれですか

1. 65歳未満    2. 65～74歳    3. 75～84歳    4. 85歳以上

Q3. 年金の種類は次のどれですか

1. 国民年金    2. 厚生年金（企業年金あり）    3. 厚生年金（企業年金なし）  
 4. 共済年金    5. 無年金    6. その他

Q4. 現在、収入のある仕事をしていますか

1. はい    2. いいえ

Q5. 現在の暮らしの状況を経済的にみてどう感じていますか

1. 苦しい    2. やや苦しい    3. ややゆとりがある    4. ゆとりがある

Q6. お住まいは一戸建て、または集合住宅のどちらですか

1. 一戸建て    2. 集合住宅

Q7. お住まいは、次のどれにあたりますか

1. 持家    2. 民間賃貸住宅    3. 公営賃貸住宅(市・県営、都市機構、公社等)    4. 借間    5. その他

Q8. お住まい(主に生活する部屋)は2階以上にありますか

1. はい    2. いいえ  
 ⇒ Q8-1へ    ⇒ 問2へ

Q8-1. (2階以上の方)お住まいにエレベーターは設置されていますか

1. はい    2. いいえ

問2 運動・閉じこもりについて		
Q1. 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	1. はい	2. いいえ
Q2. 椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	1. はい	2. いいえ
Q3. 15分位続けて歩いていますか	1. はい	2. いいえ
Q4. 5m以上歩けますか	1. はい	2. いいえ
Q5. 週に1回以上は外出していますか	1. はい	2. いいえ
Q6. 昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1. はい	2. いいえ
Q7. 外出を控えていますか	1. はい	2. いいえ ⇒ Q7-1△ ⇒ Q8△
Q7-1. (外出を控えている方のみ) 外出を控えている理由は、次のどれですか (いくつでも)		
1. 病気 2. 障害(脳卒中の後遺症など) 3. 足腰などの痛み 4. トイレの心配(失禁など)		
5. 耳の障害(聞こえの問題など) 6. 目の障害 7. 外での楽しみがない		
8. 経済的に出られない 9. その他( )		
Q8. 買物、散歩で外出する頻度はどのくらいですか (それぞれ1つ)		
A. 買物…1. ほぼ毎日 2. 週4,5日 3. 週2,3日 4. 週1日 5. 週1日未満		
B. 散歩…1. ほぼ毎日 2. 週4,5日 3. 週2,3日 4. 週1日 5. 週1日未満		
Q9. 外出する際の移動手段は何ですか (いくつでも)		
1. 徒歩 2. 自転車 3. バイク 4. 自動車(自分で運転) 5. 自動車(人に乗せてもらう)		
6. 電車 7. 路線バス 8. 病院や施設のバス 9. 車いす 10. 電動車いす(カート)		
11. 歩行器・シルバーカー 12. タクシー 13. その他( )		

問3 転倒予防について		
Q1. この1年間に転んだことがありますか	1. はい	2. いいえ
Q2. 転倒に対する不安は大きいですか	1. はい	2. いいえ
Q3. 背中が丸くなってきましたか	1. はい	2. いいえ
Q4. 以前に比べて歩く速度が遅くなってきたと思いますか	1. はい	2. いいえ
Q5. 杖を使っていますか	1. はい	2. いいえ

#### 問4 口腔・栄養について

Q1. 6カ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	1. はい	2. いいえ
Q2. 身長 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> cm 体重 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> kg		
Q3. 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1. はい	2. いいえ
Q4. お茶や汁物等でむせることがありますか	1. はい	2. いいえ
Q5. 口の渇きが気になりますか	1. はい	2. いいえ
Q6. 歯磨き（人にやってもらう場合も含む）を毎日していますか	1. はい	2. いいえ
Q7. 定期的に歯科受診（健診を含む）をしていますか	1. はい	2. いいえ
Q8. 入れ歯を使用していますか	1. はい ⇒ Q8-1, 2へ	2. いいえ ⇒ 問5へ
Q8-1. （入れ歯のある方のみ）噛み合わせは良いですか	1. はい	2. いいえ
Q8-2. （入れ歯のある方のみ）毎日入れ歯の手入れをしていますか	1. はい	2. いいえ

#### 問5 物忘れについて

Q1. 周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると 言われますか	1. はい	2. いいえ
Q2. 自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	1. はい	2. いいえ
Q3. 今日が何月何日かわからない時がありますか	1. はい	2. いいえ
Q4. 5分前のことが思い出せますか	1. はい	2. いいえ
Q5. その日の活動（食事をする、衣服を選ぶなど）を自分で判断できますか 1. 困難なくできる 2. いくらか困難であるが、できる 3. 判断するときに、他人からの合図や見守りが必要 4. ほとんど判断できない		
Q6. 人に自分の考えをうまく伝えられますか 1. 伝えられる 2. いくらか困難であるが、伝えられる 3. あまり伝えられない 4. ほとんど伝えられない		

## 問6 日常生活について

Q1. バスや電車で一人で外出していますか（自家用車でも可）

1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない

Q2. 日用品の買物をしていますか

1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない

Q3. 自分で食事の用意をしていますか

1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない

Q4. 請求書の支払いをしていますか

1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない

Q5. 預貯金の出し入れをしていますか

1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない

Q6. 食事は自分で食べられますか

1. できる 2. 一部介助（おかずを切ってもらうなど）があればできる 3. できない

Q7. 寝床に入るとき、何らかの介助を受けますか

1. 受けない 2. 一部介助があればできる 3. 全面的な介助が必要

Q8. 座っていることができますか

1. できる 2. 支えが必要 3. できない

Q9. 自分で洗面や歯磨きができますか

1. できる 2. 一部介助があればできる 3. できない

Q10. 自分でトイレができますか

1. できる 2. 一部介助（他人に支えてもらう）があればできる 3. できない

Q11. 自分で入浴ができますか

1. できる 2. 一部介助（他人に支えてもらう）があればできる 3. できない

Q12. 50m以上歩けますか

1. できる 2. 一部介助（他人に支えてもらう）があればできる 3. できない

Q13. 階段を昇り降りできますか

1. できる 2. 介助があればできる 3. できない

Q14. 自分で着替えができますか

1. できる 2. 介助があればできる 3. できない

Q15. 大便の失敗がありますか

1. ない 2. ときどきある 3. よくある

Q16. 尿もれや尿失禁がありますか

1. ない 2. ときどきある 3. よくある

Q17. 家事全般ができていますか

1. できている 2. できていない

## 問7 社会参加について

Q1. 年金などの書類（役所や病院などに出す書類）が書けますか	1. はい	2. いいえ
Q2. 新聞を読んでいますか	1. はい	2. いいえ
Q3. 本や雑誌を読んでいますか	1. はい	2. いいえ
Q4. 健康についての記事や番組に関心がありますか	1. はい	2. いいえ
Q5. 友人の家を訪ねていますか	1. はい	2. いいえ
Q6. 家族や友人の相談にのっていますか	1. はい	2. いいえ
Q7. 何かあったときに、家族や友人・知人などに相談をしていますか	1. はい ⇒ Q7-1へ	2. いいえ ⇒ Q8へ
Q7-1. (相談している方のみ) 相談相手を教えてください (いくつでも) 1. 配偶者(夫・妻)    2. 息子    3. 娘    4. 子の配偶者    5. 兄弟・姉妹    6. 友人・知人 7. 医師・歯科医師・看護師    8. 民生委員    9. 自治会・町内会    10. 老人クラブ 11. 社会福祉協議会    12. 地域包括支援センター    13. ケアマネジャー    14. 役所・役場 15. その他 (                      )		
Q8. 病人を見舞うことができますか	1. はい	2. いいえ
Q9. 若い人に自分から話しかけることがありますか	1. はい	2. いいえ
Q10. 趣味はありますか	1. はい	2. いいえ
Q11. 生きがいはありますか	1. はい	2. いいえ
Q12. 地域活動等に参加していますか (いくつでも) 1. 祭り・行事    2. 自治会・町内会    3. サークル・自主グループ (住民グループ) 4. 老人クラブ    5. ボランティア活動    6. その他 (                      )    7. 参加していない		

## 問8 健康について

Q1. 普段、ご自分で健康だと思いますか

1. とても健康 2. まあまあ健康 3. あまり健康でない 4. 健康でない

Q2. 現在治療中、または後遺症のある病気はありますか (いくつでも)

1. 高血圧 2. 脳卒中(脳出血・脳梗塞等) 3. 心臓病 4. 糖尿病 5. 高脂血症(脂質異常)  
 6. 呼吸器の病気(肺炎や気管支炎等) 7. 胃腸・肝臓・胆のうの病気 8. 腎臓・前立腺の病気  
 9. 筋骨格の病気(骨粗しょう症、関節症等) 10. 外傷(転倒・骨折等) 11. がん(新生物)  
 12. 血液・免疫の病気 13. うつ病 14. 認知症(アルツハイマー病等) 15. パーキンソン病  
 16. 目の病気 17. 耳の病気 18. その他( ) 19. ない

Q3. 現在、医師の処方した薬を何種類飲んでいますか

1. 1種類 2. 2種類 3. 3種類 4. 4種類 5. 5種類以上 6. 飲んでいない

Q4. 現在、病院・医院(診療所、クリニック)に通院していますか 1. はい 2. いいえ  
 ⇒ Q4-1, 2へ ⇒ Q5へ

Q4-1. (通院している方のみ) その頻度は次のどれですか。

1. 週1回以上 2. 月2~3回 3. 月1回程度 4. 2ヶ月に1回程度 5. 3ヶ月に1回程度

Q4-2. (通院している方のみ) 通院に介助が必要ですか 1. はい 2. いいえ

Q5. 以下の在宅サービスを利用していますか (いくつでも)

1. 訪問診療(医師の訪問) 2. 訪問介護 3. 夜間対応型訪問介護 4. 訪問入浴介護  
 5. 訪問看護 6. 訪問リハビリテーション 7. 通所介護(デイサービス)  
 8. 認知症対応型通所介護 9. 通所リハビリテーション(デイケア)  
 10. 小規模多機能型居宅介護 11. 短期入所(ショートステイ)  
 12. 医師や薬剤師などによる療養上の指導(居宅療養管理指導) 13. その他( )

Q6. お酒は飲みますか

1. ほぼ毎日飲む 2. 時々飲む 3. ほとんど飲まない 4. もともと飲まない

Q7. タバコは吸っていますか

1. ほぼ毎日吸っている 2. 時々吸っている 3. 吸っていたがやめた 4. もともと吸っていない

Q8. (ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない 1. はい 2. いいえ

Q9. (ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった 1. はい 2. いいえ

Q10. (ここ2週間) 以前は楽にできていたことが、今ではおっくうに感じられる 1. はい 2. いいえ

Q11. (ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない 1. はい 2. いいえ

Q12. (ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする 1. はい 2. いいえ

ご協力ありがとうございました。

記入もれがないか、今一度お確かめください。

記入した調査票を切り離すことなく、送付されたもの全て(表紙も含みます)を3つ折りにして同封した返信用封筒に切手を貼らずに投函してください。





## 参考資料2

### <参考：各サービスニーズ試算例>

・高齢者数(第1号被保険者数)

単位：人

一般高齢者 二次予防対象者	要介護(要支援)認定者				高齢者数 (1号被保険者)
	要支援	要介護1・2	要介護3～5	小計	
16,000	800	1,600	1,600	4,000	20,000

・認定者利用サービス分類別内訳

認定者	要支援	要介護1・2	要介護3～5	小計
施設・居住系	-	150	750	900
居宅・未利用者	800	1,450	850	3,100

※高齢者数2万人の保険者を想定。

#### ○ 介護サービス(軽度認定者)

- 介護サービスのニーズ推計では、前提として認定者数の推計が必要となるが、ニーズ調査の結果から、現状で生活機能が高いと考えられる認定者や機能が低下している一般高齢者・二次予防対象者がわかるため、こうした高齢者の状態を確認し、今後の認定者数推計に反映できる。
- また、ニーズ調査の対象となる認定者は、在宅の認定者が主となるが、在宅の認定者の中には介護の必要性が高い認定者がおり、特に一人暮らしや介護者が高齢の場合には、施設入所が適当と考えられる高齢者もいる(施設・居住系サービス利用待機者と想定)。そこで、こうした高齢者の生活状況を確認し、今後の施設入所者数等の推計に反映することができる。
- 在宅の介護保険サービスのニーズについては、認定者の介護が必要になった原因(調査結果)から原因(タイプ)別の認定者数の推計値が算出可能で、これにそれぞれのタイプ別の各サービス利用率を乗じることによって、この調査結果からの各サービスニーズの一応の推計値が算出可能となる。これと実際の事業実績によるサービス利用状況を比較し、計画期間中の各サービスの必要量・供給量を決定する際の参考にすることができる。
- 認知症対応型サービスについては、要介護の原因として「認知症」と回答した場合だけでなく認知機能の障害程度区分の結果なども参考にすることができる。

#### ①認定者数

OADLの高い認定者(ADL得点100点)

区分	ニーズ調査結果	改善可能な認定者
要支援	16.4%	131人
要介護1・2	8.2%	131人

※ニーズ調査結果は全国(以下同じ。)

OADLが低い一般高齢者・二次予防対象者(ADL得点60点以下)

区分	ニーズ調査結果	認定者相当
一般・二次予防	1.1%	169人

状態確認

状態確認

<ワークシート>

	被保険者	要介護(要支援)			要介護1	
		計	要支援1	要支援2		
平成24年度	第1号被保険者	5,057	779	48	76	19
	65～69歳	1,612	29	1	3	
	70～74歳	1,391	70	7	9	2
	75～79歳	902	138	18	17	3
	80～84歳	586	204	10	26	6
	85歳以上	566	338	12	21	6
	第2号被保険者	10,542	19	-	-	
	総数	15,599	788	48	76	20
	第1号被保険者	5,308	681	34	39	12

○ 介護予防事業(地域支援事業)

- 介護予防事業(地域支援事業)については、今回の調査によって二次予防事業対象者選定のための評価項目ごとに二次予防対象者の割合が算出可能で、これに認定を受けていない高齢者数を乗じることによって、事業の対象者数が算出できる。
- 各教室などへの参加率をこれまでの実績等を勘案して設定し、それぞれの対象者数にこの参加率を乗じることにより計画期間中のサービス見込み量とすることができる。

①二次予防事業対象者出現率(ニーズ調査結果)

単位: %

虚弱(20項目)	運動器の機能向上	栄養改善	口腔機能の向上	対象者全体
11.3	24.2	1.3	21.6	37.0

②二次予防事業対象者数推計

単位: 人

運動器の機能向上	栄養改善	口腔機能の向上	虚弱(20項目)
3,876	216	3,462	1,813

※この推計は、保険者全体で試算しているが、実際には圏域単位で行うことが望ましい。

③各プログラムニーズ推計

参加希望率 20.0%(想定)

単位: 人

運動器の機能向上	栄養改善	口腔機能の向上	その他
775	43	692	363

○ 生活支援サービス

(1) 権利擁護(見守り)

- 今回の調査結果から、高齢者の世帯構成割合がわかっているため(実績数値がある場合は実績を使用)、これに全体の高齢者数を乗じることによって世帯類型別の高齢者数の推計値が算出可能で、この推計値にそれぞれの世帯類型別の認知症リスク者の割合(ニーズ調査結果)を乗じることにより、権利擁護や見守りの対象者数が算出可能となる。
- これまでの事業実績などにより、それぞれの世帯類型別の利用率などを設定し、それぞれの事業やサービス計画等に反映することが可能となる。

①世帯構成(ニーズ調査結果)

単位: %

一人暮らし	配偶者と二人暮らし	配偶者以外と二人暮らし	その他
14.0	26.1	7.3	52.6

②世帯類型別高齢者数推計

単位: 人

一人暮らし	配偶者と二人暮らし	配偶者以外と二人暮らし	その他
2,798	5,225	1,461	10,516

③認知症リスク者割合(ニーズ調査結果)

単位: %

一人暮らし	配偶者と二人暮らし	配偶者以外と二人暮らし	その他
3.0	3.3	5.8	7.8

※認知症リスク者は、ニーズ調査結果で3レベル(中等度)以上の認知機能の障害があると評価された高齢者で算出。

④権利擁護(見守り)の対象となりうる高齢者数

単位: 人

一人暮らし	配偶者と二人暮らし	配偶者以外と二人暮らし	その他	計
83	173	85	820	1,161

(2) 配食サービス

- 今回の調査結果から、高齢者の世帯類型別に「自分で食事の用意」ができない高齢者の割合が把握可能なため、世帯類型別の高齢者数にその割合を乗じることにより、配食サービスの対象となる高齢者数が算出できる。
- これまでのサービスの利用実績などにより、それぞれの世帯類型別に配食サービスの利用率を設定し、計画期間中の配食サービスの見込み量に反映させることが可能となる。

① 食事の用意ができない者の割合(ニーズ調査結果)

一人暮らし	配偶者と二人暮らし	配偶者以外と二人暮らし	単位: %
6.5	12.0	13.7	

※サービス対象者の所得要件などがある場合は、生活支援ソフトでその条件を加えてその割合を求める。

② 配食サービスの対象となりうる高齢者数 単位: 人

一人暮らし	配偶者と二人暮らし	配偶者以外と二人暮らし	計
183	626	201	1,010

③ 配食サービス利用者数推計 単位: 人

項目	一人暮らし	配偶者と二人暮らし	配偶者以外と二人暮らし	計
希望率(想定)	50%	10%	10%	—
利用者数	92	63	20	175

(3) 家事援助サービス

- 今回の調査結果から、高齢者の世帯類型別に「日用品の買物」ができない高齢者の割合が把握可能なため、世帯類型別の高齢者数にそれぞれの割合を乗じることにより、買物代行などの家事援助サービスの対象となる高齢者数が算出可能となる。
- これまでのサービスの利用実績などにより、それぞれの世帯類型別にサービス利用率を設定し、計画期間中の家事援助サービスの見込み量に反映させることができる。

① 日用品の買物ができない者の割合(ニーズ調査結果)

一人暮らし	配偶者と二人暮らし	配偶者以外と二人暮らし	単位: %
9.8	6.9	14.7	

② 家事援助サービスの対象となりうる高齢者 単位: 人

一人暮らし	配偶者と二人暮らし	配偶者以外と二人暮らし	計
275	361	214	850

③ 家事援助サービス利用者数推計 単位: 人

項目	一人暮らし	配偶者と二人暮らし	配偶者以外と二人暮らし	計
希望率(想定)	50%	10%	10%	—
利用者数	138	36	21	195

#### (4) 緊急通報サービス

- 今回の調査結果から、高齢者の世帯類型別に緊急通報サービスのニーズを推計すると、ひとり暮らしの高齢者は特にサービス提供の必要性が高いため全員を対象者とし、一方二人暮らし世帯の高齢者は、日常生活の大部分に介助が必要な高齢者（ADL得点で40点以下）をサービス対象と想定できる。
- それぞれにサービス利用希望率を設定し、緊急通報サービスの見込み量に反映させることができる。

##### ① 緊急通報サービスが必要な者の割合（ニーズ調査結果）

一人暮らし	配偶者と二人暮らし	配偶者以外と二人暮らし	単位：%
100.0	1.3	2.0	

※一人暮らし以外についてはADL得点で40点以下の者の割合

##### ② 緊急通報サービスの対象となりうる高齢者

一人暮らし	配偶者と二人暮らし	配偶者以外と二人暮らし	計	単位：人
2,798	70	30	2,898	

##### ③ 緊急通報サービス利用者数推計

項目	一人暮らし	配偶者と二人暮らし	配偶者以外と二人暮らし	計	単位：人
希望率(想定)	10%	5%	2%	—	
利用者数	280	4	1	285	

#### (5) 移送サービス

- 移送サービスについては、日常生活で大部分介助が必要な高齢者で、自力では公共交通機関の利用が困難な高齢者がサービス利用の対象者として想定できる。
- 具体的には、認定状況別にADL得点が40点以下の者の割合を求め、さらにそのうちで公共交通機関を利用していない者の割合を求め、サービスの対象者とする。
- それぞれの対象者数に、過去の実績等から想定される一定の利用希望率を設定し、サービス利用者数に反映させることが可能となる。

##### ① 大部分介助(ADL40点以下)の割合（ニーズ調査結果）

二次予防	要支援	要介護	単位：%
0.8	1.4	24.3	

##### ② うち公共交通機関などで外出しない割合（ニーズ調査結果）

二次予防	要支援	要介護	単位：%
83.8	58.6	88.7	

※外出手段として、徒歩、自転車、バイク、自動車(自分で運転)、電車、路線バス、タクシーのいずれもあげなかった者の割合

##### ③ 移送サービス対象者数

二次予防	要支援	要介護	計	単位：人
41	7	495	543	

##### ④ 移送サービス利用者数推計

項目	二次予防	要支援	要介護	計	単位：人
希望率(想定)	5%	10%	20%	—	
利用者数	2	1	99	102	

(6) 紙おむつ支給サービス

- 今回の調査結果から、高齢者の認定状況別に紙おむつ支給サービスのニーズを推計すると、小便の失敗がよくある者をサービス対象者と想定し、ニーズ調査結果からそれぞれの認定状況別に該当する者の割合を求め、サービス対象者数を算出できる。
- それぞれに過去の実績等から想定されるサービス利用希望率を設定し、全体のサービス利用者数の一応の推計が可能となる。

① 小便の失敗がよくある者の割合(ニーズ調査結果)

二次予防	要支援	要介護	単位: %
2.4	6.7	24.0	

② 紙おむつ支給サービス対象者数 単位: 人

二次予防	要支援	要介護	計
143	53	551	747

③ 紙おむつ支給サービス利用者数推計 単位: 人

項目	二次予防	要支援	要介護	計
希望率(想定)	10%	20%	30%	—
利用者数	14	11	165	190

○ 高齢者向け賃貸住宅

- 今回の調査結果から、高齢者の世帯類型別の借家率がわかっているため、世帯類型別の高齢者数にそれぞれの借家率を乗じることにより、賃貸住宅が必要な高齢者数が算出できる。
- 周辺地域を含むこれまでの供給・入居実績などにより、それぞれの世帯類型別に高齢者向け賃貸住宅の利用率を設定し、計画期間中の高齢者向け賃貸住宅の必要・供給量に反映させることが可能。

① 借家率(ニーズ調査結果) 単位: %

一人暮らし	配偶者と二人暮らし	配偶者以外と二人暮らし
16.8	5.7	8.6

※借家には借間を含む。

② 高齢者賃貸住宅が必要な高齢者数 単位: 人

一人暮らし	配偶者と二人暮らし	計
469	296	765

③ 必要高齢者専用賃貸住宅戸数 単位: 戸

項目	一人暮らし	配偶者と二人暮らし	計
希望率(想定)	10%	5%	—
利用戸数	47	7	54